

平成29年度農地中間管理事業年間公募スケジュールの概要

1 通常期（定期）の公募

通常期（定期）を7回設定（1回の公募から貸付開始までは、これまでどおり4か月サイクル）する。

<各公募期のスケジュール>

公 募 期	公 募 期 間	市町村公告	貸付開始日
I 期	平成29年 2月 1日～ 3月 2日(30日間)	29年 4月末まで	29年 6月 1日
II 期	平成29年 4月 1日～ 4月30日(30日間)	29年 6月末まで	29年 8月 1日
III 期	平成29年 6月 1日～ 6月30日(30日間)	29年 8月末まで	29年10月 1日
IV 期	平成29年 8月 1日～ 8月31日(31日間)	29年10月末まで	29年12月 1日
V 期	平成29年 9月 1日～ 9月30日(30日間)	29年11月末まで	29年12月31日
IV 期	平成29年11月 1日～11月30日(30日間)	30年 1月末まで	30年 3月 1日
VII 期	平成29年12月 1日～12月31日(31日間)	30年 2月末まで	30年 3月31日

(参 考)

- 県基金取崩限度額との関係（平成29年の新規集積面積の算定） I 期～V 期
- “ ” （平成30年の新規集積面積の算定） VI 期, VII 期
- 国の実績評価との関係（平成29年度の新規集積面積、機構転貸面積） I 期～VII 期

2 臨時期の公募

(1) 通常期（定期）の公募では間に合わない緊急事案についての公募

次のいずれかに該当する場合は、通常期（定期）の公募のない月に行う。

（具体的には、3月、5月、7月、10月、1月）

- ① 新規就農者等が農地の貸借を急いでいる場合
- ② 既に利用権の設定を受けている借受者のやむを得ない理由等により合意解約が発生した際に、次の通常期(定期)の公募による再配分までには大幅に期間が空く場合
- ③ その他、通常期（定期）の公募では間に合わない場合

(2) 臨時期の設定要請の受付は、通常期（定期）の公募のない月の前月の25日までとする。要請（参考様式参照）のあった市町村等の緊急事案のみ対応することとする。（運用を厳格に行う。）

(3) 公募から貸付開始までの期間は、通常期（定期）の公募と同様とする。

◎計画的に事業の取組を進め、事業申請の基本は、通常期（定期）の公募の活用を！